

改正後

現行

農林水産部（水産林務関係）

工事施工管理基準

工事施工管理実施要領

福岡県農林水産部

令和3年7月

農林水産部（水産林務関係）

工事施工管理基準

工事施工管理実施要領

福岡県農林水産部

令和2年4月

改正後

目次

福岡県農林水産部（水産林務関係）工事施工管理基準	1
[1] 出来形管理基準	2
1 共通工	3
2 水産工	9
3 漁港工	10
4 治山工	11
5 道路工	19
6 森林整備	39
[2] 品質管理基準	42
1 品質管理基準・規格値	43
2 レディーミクストコンクリートの品質確保について	90
【レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）】	
3 コンクリート二次製品（JIS製品以外）の規格・材料検査	94
4 鋼材の規格・材料検査	95
5 公的試験機関での品質管理試験の実施について	96
[3] 写真管理基準	99
【別表】写真撮影要領	101
1 工事写真分類別撮影要領	101
2 工種別撮影要領	103
(1) 共通工事	103
(2) 治山溪間工事	110
(3) 治山山腹工事	112
(4) 道路工事	113
(5) 森林整備工事	117
3 品質管理写真要領	118
福岡県農林水産部（水産林務関係）工事施工管理実施要領	121
1. 総則	121
2・適用	121
3. 施工管理	121
(1) 管理の方法	121
(2) 記録の方法	121
(3) 施工管理記録様式について	122

現行

目次

福岡県農林水産部（水産林務関係）工事施工管理基準	1
[1] 出来形管理基準	2
1 共通工	3
2 水産工	9
3 漁港工	10
4 治山工	11
5 道路工	19
6 森林整備	39
[2] 品質管理基準	42
1 品質管理基準・規格値	43
2 コンクリート二次製品（JIS製品以外）の規格・材料検査	90
3 鋼材の規格・材料検査	91
4 公的試験機関での品質管理試験の実施について	92
[3] 写真管理基準	95
【別表】写真撮影要領	97
1 工事写真分類別撮影要領	97
2 工種別撮影要領	99
(1) 共通工事	99
(2) 治山溪間工事	106
(3) 治山山腹工事	108
(4) 道路工事	109
(5) 森林整備工事	113
3 品質管理写真要領	114
福岡県農林水産部（水産林務関係）工事施工管理実施要領	117
1. 総則	117
2・適用	117
3. 施工管理	117
(1) 管理の方法	117
(2) 記録の方法	117
(3) 施工管理記録様式について	118
1) 施工計画書（様式1）	118
2) 材料検収簿（様式2）	119

新旧対照表：一部改正

改正後

現 行

1) 施工計画書（様式1）	1 2 3
2) 材料検収簿（様式2）	1 2 3
3) 品質管理表（様式3）	1 2 3
4) 出来形管理表（様式4）	1 2 3
5) 工事アルバム表紙（様式5）	1 2 3
6) 工事打合書（様式6）	1 2 3
7) 工事しゅん工検査資料一覧表（様式7）	1 2 3
(4) その他	1 2 3
4. 施工体制	
(1) 主任（監理）技術者等	1 2 4
（参考）技術者選任フロー図	1 2 6
(2) 施工体制台帳及び施工体系図	1 2 8
(3) 腕章の着用	1 2 9
(4) 工事現場に掲げる標識	1 3 0
5. 施工管理記録様式	
1) 施工計画書（様式1）	
・表紙	1 3 1
・目次	1 3 2
1- (1) ①②工事概要・現場組織表	1 3 3
1- (2) ④⑤主要機械・主要資材一覧表	1 3 4
1- (3) ⑥工事施工計画表	1 3 5
1- (4) ⑦施工管理計画	1 3 6
1- (5) ⑧緊急時の体制	1 3 7
1- (6) ⑩安全管理計画	1 3 8
1- (7) ・土石流災害防止対策	1 3 9
2) 材料検収簿（様式2）	
・表紙	1 4 0
2- (1) 使用材料総括一覧表	1 4 1
3) 品質管理表（様式3）	
・表紙	1 4 2
3- (1) 品質管理総括表	1 4 3
・品質管理総括表（記入例）	1 4 4
3- (2) コンクリート試験結果表	1 4 5

3) 品質管理表（様式3）	1 1 9
4) 出来形管理表（様式4）	1 1 9
5) 工事アルバム表紙（様式5）	1 1 9
6) 工事打合書（様式6）	1 1 9
7) 工事しゅん工検査資料一覧表（様式7）	1 1 9
(4) その他	1 1 9
4. 施工体制	
(1) 主任（監理）技術者等	1 2 0
（参考）技術者選任フロー図	1 2 2
(2) 施工体制台帳及び施工体系図	1 2 4
(3) 腕章の着用	1 2 5
(4) 工事現場に掲げる標識	1 2 6
5. 施工管理記録様式	
1) 施工計画書（様式1）	
・表紙	1 2 7
・目次	1 2 8
1- (1) ①②工事概要・現場組織表	1 2 9
1- (2) ④⑤主要機械・主要資材一覧表	1 3 0
1- (3) ⑥工事施工計画表	1 3 1
1- (4) ⑦施工管理計画	1 3 2
1- (5) ⑧緊急時の体制	1 3 3
1- (6) ⑩安全管理計画	1 3 4
1- (7) ・土石流災害防止対策	1 3 5
2) 材料検収簿（様式2）	
・表紙	1 3 6
2- (1) 使用材料総括一覧表	1 3 7
3) 品質管理表（様式3）	
・表紙	1 3 8
3- (1) 品質管理総括表	1 3 9
・品質管理総括表（記入例）	1 4 0
3- (2) コンクリート試験結果表	1 4 1
3- (3) コンクリート圧縮強度試験結果一覧表	1 4 2

新旧対照表：一部改正

改正後

3-(3)	コンクリート圧縮強度試験結果一覧表	146
3-(4)	シュミット・テストハンマー成果表	147
	・シュミット・テストハンマー早見表	148
3-(5)	舗装品質管理一覧表	149
4)	出来形管理表(様式4)	
	・表紙	150
4-(1)	出来形管理総括表	151
	・出来形管理総括表(記入例)	152
4-(2)	構造物管理表	153
4-(3)	平面管理表	154
4-(4)	測点間距離・縦断管理表	155
4-(5)	切取・盛土法面管理表	156
4-(6)	基準高等(表層工・路盤工・路床工)管理表	157
4-(7)	幅員等(表層工・路盤工・路床工)管理表	158
4-(8)	平面面積管理表(森林整備)	159
4-(9)	植付本数管理表	160
4-(10)	植栽工出来形管理表	161
4-(11)	構造物管理表(森林整備)	162
4-(12)	作業路、作業歩道管理表	163
4-(13)	防火線管理表	164
4-(14)	本数調整伐、枝落とし管理表	165
4-(15)	植栽木規格管理表(大・中・小苗木)	166
4-(16)	植栽木規格管理表(植栽木A・B)	167
4-(17)	樹木植栽管理表	168
5)	工事アルバム表紙(様式5)	169
6)	工事打合書(様式6)	170
7)	工事しゅん工検査資料一覧表(様式7)	171

現 行

3-(4)	シュミット・テストハンマー成果表	143
	・シュミット・テストハンマー早見表	144
3-(5)	舗装品質管理一覧表	145
4)	出来形管理表(様式4)	
	・表紙	146
4-(1)	出来形管理総括表	147
	・出来形管理総括表(記入例)	148
4-(2)	構造物管理表	149
4-(3)	平面管理表	150
4-(4)	測点間距離・縦断管理表	151
4-(5)	切取・盛土法面管理表	152
4-(6)	基準高等(表層工・路盤工・路床工)管理表	153
4-(7)	幅員等(表層工・路盤工・路床工)管理表	154
4-(8)	平面面積管理表(森林整備)	155
4-(9)	植付本数管理表	156
4-(10)	植栽工出来形管理表	157
4-(11)	構造物管理表(森林整備)	158
4-(12)	作業路、作業歩道管理表	159
4-(13)	防火線管理表	160
4-(14)	本数調整伐、枝落とし管理表	161
4-(15)	植栽木規格管理表(大・中・小苗木)	162
4-(16)	植栽木規格管理表(植栽木A・B)	163
4-(17)	樹木植栽管理表	164
5)	工事アルバム表紙(様式5)	165
6)	工事打合書(様式6)	166
7)	工事しゅん工検査資料一覧表(様式7)	167

新旧対照表：一部改正

改正後

[改定の経緯]

- (1) 昭和60年 2月18日 制定
- (2) 昭和63年 8月23日 改定
- (3) 平成 8年 4月 1日 改定
- (4) 平成14年10月 1日 改定
- (5) 平成19年 4月 1日 改定
- (6) 平成22年 4月 1日 改定
- (7) 平成22年 6月 1日 改定
- (8) 平成23年 2月 1日 改定
- (9) 平成26年 4月 1日 改定
- (10) 平成29年 4月 1日 改定
- (11) 平成30年12月 1日 改定
- (12) 令和 元年 7月17日 改定
- (13) 令和 2年 4月27日 改定
- (14) 令和 3年 7月 1日 改定

現 行

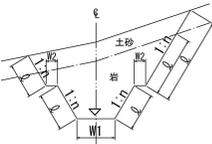
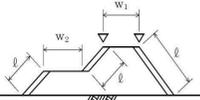
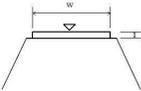
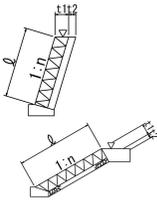
[改定の経緯]

- (1) 昭和60年 2月18日 制定
- (2) 昭和63年 8月23日 改定
- (3) 平成 8年 4月 1日 改定
- (4) 平成14年10月 1日 改定
- (5) 平成19年 4月 1日 改定
- (6) 平成22年 4月 1日 改定
- (7) 平成22年 6月 1日 改定
- (8) 平成23年 2月 1日 改定
- (9) 平成26年 4月 1日 改定
- (10) 平成29年 4月 1日 改定
- (11) 平成30年12月 1日 改定
- (12) 令和 元年 7月17日 改定
- (13) 令和 2年 4月27日 改定

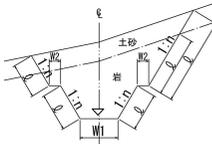
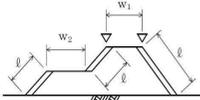
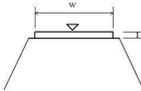
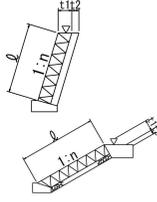
改正後

現行

1. 共通工

区分	工種	項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
土	掘削工 (切取工)	基準高	± 50	NO測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。基準高の測定は、中心線及び路肩で測定する。	
		幅 W	- 0		
		法長 ℓ	+ 100		
		延長 L	- 100		
		法勾配 n	± 10%		
	盛土工 (路体盛工) (路床盛工)	基準高	± 50	NO測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。基準高の測定は、中心線及び路肩で測定する。	
		幅 W	- 0		
		法長 ℓ	+ 100		
		延長 L	- 100		
		法勾配 n	± 10%		
敷砂利工 コンクリート 路面工	基準高	± 50	NO測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。基準高の測定は、中心線で測定する。 ※基準高は、路面工のみ		
	厚さ t	t < 10 cm - 15 t ≥ 10 cm - 30			
	幅 W	- 50			
擁	石積(張)工 ブロック積 (張)工	基準高	± 50	NO測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。 ただし、法長及び断面の変化点は必ず測定する。 厚さは、上端部・下端部の2箇所を測定する。	
		厚さ t1	- 20		
		法長 ℓ	- 50		
		法勾配 n	± 0.3分		
		延長 L	- 50		
	工	コンクリート 擁壁工	基準高	± 50	NO測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。 ただし、高さの変化点は必ず測定する。 ※高さ、延長については片側のみとする。
高さ h			- 20		
幅 W			- 10		
裏込礫			- 50		
法勾配 n			± 0.2分		
延長 L			- 50		

1. 共通工

区分	工種	項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
土	掘削工 (切取工)	基準高	± 50	NO測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。基準高の測定は、中心線及び路肩で測定する。	
		幅 W	- 0		
		法長 ℓ	+ 100		
		延長 L	- 100		
		法勾配 n	± 10%		
	盛土工 (路体盛工) (路床盛工)	基準高	± 50	NO測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。基準高の測定は、中心線及び路肩で測定する。	
		幅 W	- 0		
		法長 ℓ	+ 100		
		延長 L	- 100		
		法勾配 n	± 10%		
敷砂利工 コンクリート 路面工	基準高	± 50	NO測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。基準高の測定は、中心線で測定する。 ※基準高は、路面工のみ		
	厚さ t	t ≤ 10 - 15			
	幅 W	- 50			
擁	石積(張)工 ブロック積 (張)工	基準高	± 50	NO測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。 ただし、法長及び断面の変化点は必ず測定する。 厚さは、上端部・下端部の2箇所を測定する。	
		厚さ t1	- 20		
		法長 ℓ	- 50		
		法勾配 n	± 0.3分		
		延長 L	- 50		
	工	コンクリート 擁壁工	基準高	± 50	NO測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。 ただし、高さの変化点は必ず測定する。 ※高さ、延長については片側のみとする。
高さ h			- 20		
幅 W			- 10		
裏込礫			- 50		
法勾配 n			± 0.2分		
延長 L			- 50		

改正後

現行

品質管理試験基準・規格値								
工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要	
セ メ ン ト ・ 工 コ ン ク リ ー ト	施 工 試 験	必 須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上対策」による。	鉄筋コンクリート重要構造物に適用する。 測定回数は、打設が午前・午後にあたるときは1日に2回以上(午前・午後)、半日の場合は1回とする。コンクリートの種類(材料・配合)等や工場が変わる場合は、その都度1回以上測定する。 1試験の測定回数は3回とし、試験の判定は3回の測定値の平均値で行う。	原則0.3kg/m ³ 以下		
			単位水量測定	「レディーミクストコンクリートの品質確保について」による。	・荷卸し時 「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)」参照	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内になることを確認する。 更に、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。 再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	
			スランブ試験	JIS A-1101	圧縮強度試験用供試体の採取時及びコンクリートの打ち込み中に品質の変化が認められたときに行う。	スランブ 5cm以上8cm未満 ：許容差±1.5cm 8cm以上18cm以下 ：許容差±2.5cm (道路橋床版の場合) スランブ8.0cmを標準とする。	小規模工種※は圧縮強度試験に準ずる。	

品質管理試験基準・規格値							
工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要
セ メ ン ト ・ 工 コ ン ク リ ー ト	施 工 試 験	必 須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上対策」による。	鉄筋コンクリート重要構造物に適用する。 測定回数は、打設が午前・午後にあたるときは1日に2回以上(午前・午後)、半日の場合は1回とする。コンクリートの種類(材料・配合)等や工場が変わる場合は、その都度1回以上測定する。 1試験の測定回数は3回とし、試験の判定は3回の測定値の平均値で行う。	原則0.3kg/m ³ 以下	
			スランブ試験	JIS A-1101	圧縮強度試験用供試体の採取時及びコンクリートの打ち込み中に品質の変化が認められたときに行う。	スランブ 5cm以上8cm未満 ：許容差±1.5cm 8cm以上18cm以下 ：許容差±2.5cm (道路橋床版の場合) スランブ8.0cmを標準とする。	小規模工種※は圧縮強度試験に準ずる。

改正後

現行

品質管理試験基準・規格値								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要	
路	材	必須	突固めによる土の締固め試験	JIS A1210	工事着手当初及び材料が変化した場合(岩盤の場合は除く)	設計図書による。	土量が500m ³ 未満は省略することができる。	
			CBR試験(路床)	JIS A1211	工事着手当初及び材料が変化した場合(岩盤の場合は除く)	設計図書による。		
		その他	土の粒度試験	JIS A1204	工事着手当初及び材料が変化した場合	設計図書による。		
			土粒子の密度試験	JIS A1202	工事着手当初及び材料が変化した場合	設計図書による。		
			土の含水比試験	JIS A1203	路体：工事着手当初及び材料が変化した場合 路床：含水比の変化が認められた場合	設計図書による。		
		その他	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A1205	工事着手当初及び材料が変化した場合	設計図書による。		
			土の一軸圧縮試験	JIS A1216	工事着手当初及び材料が変化した場合	設計図書による。		
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	工事着手当初及び材料が変化した場合	設計図書による。	土質学会	
			土の圧密試験	JIS A1217	工事着手当初及び材料が変化した場合	設計図書による。		
			土の剪断試験	地盤材料試験の方法と解説	工事着手当初及び材料が変化した場合	設計図書による。	土質学会	
			土の透水試験	JIS A1218	工事着手当初及び材料が変化した場合	設計図書による。		
			現場密度の測定	最大粒径 ≤53mm JIS A1214 (砂置換法) A1210A・B法	路体 1,000m ³ につき1回の割合で実施する(500m ³ 未満は省略することができる。) ※1回の試験につき3個(φ)で測定し、その平均値で判定する。	路体 最大乾燥密度の85%以上		
		最大粒径 >53mm 舗装調査・試験法便覧 [4]-185 (突砂法)		路床 500m ³ につき1回の割合で実施する。※1回の試験につき3個(φ)で測定し、その平均値で判定する。	路床 最大乾燥密度の90%以上 その他 設計図書による。			
		ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210	目視 路床仕上げ後に全幅全区間について実施する。			荷重車で行う場合は、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
平板 載荷試験	JIS A1215		各車線ごとに40mに1箇所の割合で実施する。		不良箇所については、土の含水量、PIなどを測定し、適切な処置を行う。			

品質管理試験基準・規格値								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要	
路	材	必須	突固めによる土の締固め試験	JIS A1210	工事着手当初及び材料が変化した場合(岩盤の場合は除く)	設計図書による。	土量が500m ³ 未満は省略することができる。	
			CBR試験(路床)	JIS A1211	工事着手当初及び材料が変化した場合(岩盤の場合は除く)	設計図書による。		
		その他	土の粒度試験	JIS A1204	工事着手当初及び材料が変化した場合	設計図書による。		
			土粒子の密度試験	JIS A1202	工事着手当初及び材料が変化した場合	設計図書による。		
			土の含水比試験	JIS A1203	路体：工事着手当初及び材料が変化した場合 路床：含水比の変化が認められた場合	設計図書による。		
		その他	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A1205	工事着手当初及び材料が変化した場合	設計図書による。		
			土の一軸圧縮試験	JIS A1216	工事着手当初及び材料が変化した場合	設計図書による。		
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	工事着手当初及び材料が変化した場合	設計図書による。	土質学会	
			土の圧密試験	JIS A1217	工事着手当初及び材料が変化した場合	設計図書による。		
			土の剪断試験	地盤材料試験の方法と解説	工事着手当初及び材料が変化した場合	設計図書による。	土質学会	
			土の透水試験	JIS A1218	工事着手当初及び材料が変化した場合	設計図書による。		
			現場密度の測定	最大粒径 ≤53mm JIS A1214 (砂置換法) A1210A・B法	路体 1,000m ³ につき1回の割合で実施する(500m ³ 未満は省略することができる。) 路床 500m ³ につき1回の割合で実施する。	路体 最大乾燥密度の85%以上 路床 最大乾燥密度の90%以上 その他 設計図書による。		
		最大粒径 >53mm 舗装調査・試験法便覧 [4]-185 (突砂法)						
		ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210	目視 路床仕上げ後に全幅全区間について実施する。			荷重車で行う場合は、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
平板 載荷試験	JIS A1215		各車線ごとに40mに1箇所の割合で実施する。		不良箇所については、土の含水量、PIなどを測定し、適切な処置を行う。			

改正後

現 行

品質管理試験基準・規格値							
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘 要
下 料 層 試 験	材 料 試 験	必 須	突固めによる材料の締固め試験	JIS A-1210	工事着手当初及び材料が変化した場合		
			路盤材料の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4] -5	工事着手当初及び材料が変化した場合	粒状路盤 修正CBR20%以上 (クラッシュラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上)	
			骨材のふるい分け試験	JIS A-1102	工事着手当初及び材料が変化した場合	JIS A-5001 表2参照	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A-1205	工事着手当初及び材料が変化した場合	塑性指数 PI:6以下	
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4] -16	工事着手当初及び材料が変化した場合	膨張率 1.5%以下	
	鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A-5015	工事着手当初及び材料が変化した場合	呈色なし			
	その他	骨材の比重、吸水量の測定	JIS A-1109 A-1110	必要と認められるとき随時			
		粗骨材のすりへり試験	JIS A-1121	必要と認められるとき随時	再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生材は、すりへり量が50%以下とする。		
	盤 施 工 試 験	必 須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4] -185 砂置換法 (JIS A1214) 最大粒径 53 mm以下に適用出来る。	1,000 mlに1個・1工事につき最低3個以上実施する。	最大乾燥密度の93%以上で平均値が以下を満足すること。 × 10:95%以上 × 6:96%以上 × 3:97%以上	締固め度及び粒度は、10個の測定値の平均値×10が規格値を満足しなければならない。 10個の測定値が得難い場合は3個の測定値の平均値×3が規格値を満足しなければならないが、×3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値×6が規格値を満足していればよい。
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4] -210	目視 路盤仕上げ後全幅・全区間について実施する。	1工事につき1回実施する。	荷重車で行う場合は、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。

品質管理試験基準・規格値							
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘 要
下 料 層 試 験	材 料 試 験	必 須	突固めによる材料の締固め試験	JIS A-1210	工事着手当初及び材料が変化した場合		
			路盤材料の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4] -5	工事着手当初及び材料が変化した場合	粒状路盤 修正CBR20%以上 (クラッシュラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上)	
			骨材のふるい分け試験	JIS A-1102	工事着手当初及び材料が変化した場合	JIS A-5001 表2参照	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A-1205	工事着手当初及び材料が変化した場合	塑性指数 PI:6以下	
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4] -16	工事着手当初及び材料が変化した場合	膨張率 1.5%以下	
	鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A-5015	工事着手当初及び材料が変化した場合	呈色なし			
	その他	骨材の比重、吸水量の測定	JIS A-1109 A-1110	必要と認められるとき随時			
		粗骨材のすりへり試験	JIS A-1121	必要と認められるとき随時	再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生材は、すりへり量が50%以下とする。		
	盤 施 工 試 験	必 須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4] -185 砂置換法 (JIS A1214) 最大粒径 53 mm以下に適用出来る。	1,000 mlに1回・1工事につき最低3回実施する。	最大乾燥密度の93%以上 × 10:95%以上 × 6:96%以上 × 3:97%以上	締固め度及び粒度は、10個の測定値の平均値×10が規格値を満足しなければならない。 10個の測定値が得難い場合は3個の測定値の平均値×3が規格値を満足しなければならないが、×3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値×6が規格値を満足していればよい。
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4] -210	目視 路盤仕上げ後全幅・全区間について実施する。	1工事につき1回実施する。	荷重車で行う場合は、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。

改正後

現行

品質管理試験基準・規格値								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要	
粒度調整・再生粒度調整路盤工	その他	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A-1121	必要と認められるとき随時	再生ケツケツに用いるセメントコンクリート再生材は、すりへり量が50%以下とする。		
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A-1122	必要と認められるとき随時	20以下		
	必須	現場密度の測定	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4] -185 砂置換法 (JIS A1214) 最大粒径 53 mm以下に適用出来る。	1,000 mlに1個・1工事につき最低3個以上実施する。	最大乾燥密度の93%以上で平均値が以下を満足すること。 × 10 : 95.0%以上 × 6 : 95.5%以上 × 3 : 96.5%以上	締固め度及び粒度は、10個の測定値の平均値×10が規格値を満足しなければならない。10個の測定値が得難い場合は3個の測定値の平均値×3が規格値を満足しなければならないが、×3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値×6が規格値を満足していればよい。	
			粒度測定 (2.36 mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2] -14	1,000 mlに1回	2.36mmフルイ ±15%以内 × 10 : 10.0%以上 × 6 : 9.5%以上 × 3 : 8.5%以上	現場に敷き上げられた混合物から資料を採取する。	
			粒度測定 (75 μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2] -14	1,000 mlに1回	75 μmフルイ ±6%以内 × 10 : 4.0%以上 × 6 : 4.0%以上 × 3 : 3.5%以上	粒度は資料の測定値と監督員が承認した現場配合の値との差を求めた値。	
	その他	その他	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A-1205	必要と認められるとき随時	塑性指数 PI : 4以下		
			平板載荷試験	JIS A-1215	1,000 mlに2回		セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			含水比試験	JIS A-1203	必要と認められるとき随時		設計図書による。	
	セメント・石灰安定処理工	材料	必須	骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4] -5	工事着手当初及び材料が変化した場合	セメント安定処理下層路盤 10%以上 上層路盤 20%以上 石灰安定処理下層路盤 10%以上 上層路盤 20%以上	

品質管理試験基準・規格値								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要	
粒度調整・再生粒度調整路盤工	その他	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A-1121	必要と認められるとき随時	再生ケツケツに用いるセメントコンクリート再生材は、すりへり量が50%以下とする。		
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A-1122	必要と認められるとき随時	20以下		
	必須	現場密度の測定	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4] -185 砂置換法 (JIS A1214) 最大粒径 53 mm以下に適用出来る。	1,000 mlに1回・1工事につき最低3回実施する。	最大乾燥密度の93%以上 × 10 : 95.0%以上 × 6 : 95.5%以上 × 3 : 96.5%以上	締固め度及び粒度は、10個の測定値の平均値×10が規格値を満足しなければならない。10個の測定値が得難い場合は3個の測定値の平均値×3が規格値を満足しなければならないが、×3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値×6が規格値を満足していればよい。	
			粒度測定 (2.36 mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2] -14	1,000 mlに1回 必要と認められるとき随時	2.36mmフルイ ±15%以内 × 10 : 10.0%以上 × 6 : 9.5%以上 × 3 : 8.5%以上	現場に敷き上げられた混合物から資料を採取する。	
			粒度測定 (75 μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2] -14	1,000 mlに1回 必要と認められるとき随時	75 μmフルイ ±6%以内 × 10 : 4.0%以上 × 6 : 4.0%以上 × 3 : 3.5%以上	粒度は資料の測定値と監督員が承認した現場配合の値との差を求めた値。	
	その他	その他	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A-1205	必要と認められるとき随時	塑性指数 PI : 4以下		
			平板載荷試験	JIS A-1215	1,000 mlに2回		セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			含水比試験	JIS A-1203	必要と認められるとき随時		設計図書による。	
	セメント・石灰安定処理工	材料	必須	骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4] -5	工事着手当初及び材料が変化した場合	セメント安定処理下層路盤 10%以上 上層路盤 20%以上 石灰安定処理下層路盤 10%以上 上層路盤 20%以上	

改正後

現行

品質管理試験基準・規格値							
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要
ア ス フ ォ ルト	プ ラ ン ト 試 験	必 須	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4] -238	・抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 ・印字記録の場合：全 数	アスファルト量 ±0.9%以内	(注)アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略できる。
			温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による。	1時間ごと	配合設計で決定した混合温度185℃を越えてはならない。	
フ ォ ア ス フ ォ ルト	施 工	必 須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3] -91	1,000 m ³ に1回 コアー3個 1工事につき最低1回	基準密度の 9.4%以上 ×10:96.0%以上 ×6:96.0%以上 ×3:96.5%以上	複数層を施工の場合、各層ごと。50t未満は省略することができる。
			混合物のアスファルト量抽出試験	舗装調査・試験法便覧 [4] -238	1,000 m ³ に1回 コアー3個 1工事につき最低1回	アスファルト量 ±0.90%以内 ×10:±0.55%以内 ×6:±0.50%以内 ×3:±0.50%以内	締固め度、監督員が承認した基準密度に百分率で表した値。アスファルト量は、資料の測定値と監督員が承認した現場配合の値との差を求めた値。
ル ー ト	試 験	須	混合物の粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4] -238	1,500 m ³ に1回 コアー3個 1工事につき最低1回	2.36mmふるい ±12.0%以内基準粒度 ×10:±8.0%以内 ×6:±7.5%以内 ×3:±7.0%以内 75μmふるい ±5.0%以内基準粒度 ×10:±3.5%以内 ×6:±3.5%以内 ×3:±3.0%以内	値との差を求めた値。粒度は資料の測定値と監督員が承認した現場配合の値との差を求めた値。
			温度測定（敷均し時）	温度計による。	トラック1台ごと ただし、同一配合の場合100t未満は午前、午後の各1回とする。	110℃以上	
装	他	そ の 他	外観検査（混合物）	目視	随時		
			すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [1] -84	舗設車線ごとの200mごとに1回		特記仕様書及び監督員の指示があった場合。

品質管理試験基準・規格値							
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要
ア ス フ ォ ルト	プ ラ ン ト 試 験	必 須	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4] -238	・抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 ・印字記録の場合：全 数	アスファルト量 ±0.9%以内	(注)アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略できる。
			温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による。	1時間ごと	配合設計で決定した混合温度185℃を越えてはならない。	
フ ォ ア ス フ ォ ルト	施 工	必 須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3] -91	1,000 m ³ に1回 コアー3個 1工事につき最低1回	基準密度の 9.4%以上 ×10:96.0%以上 ×6:96.0%以上 ×3:96.5%以上	複数層を施工の場合、各層ごと。50t未満は省略することができる。
			混合物のアスファルト量抽出試験	舗装調査・試験法便覧 [4] -238	1,000 m ³ に1回 コアー3個 1工事につき最低1回	アスファルト量 ±0.90%以内 ×10:±0.55%以内 ×6:±0.50%以内 ×3:±0.50%以内	締固め度、監督員が承認した基準密度に百分率で表した値。アスファルト量は、資料の測定値と監督員が承認した現場配合の値との差を求めた値。
ル ー ト	試 験	須	混合物の粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4] -238	1,000 m ³ に1回 コアー3個 1工事につき最低1回	2.36mmふるい ±12.0%以内基準粒度 ×10:±8.0%以内 ×6:±7.5%以内 ×3:±7.0%以内 75μmふるい ±5.0%以内基準粒度 ×10:±3.5%以内 ×6:±3.5%以内 ×3:±3.0%以内	値との差を求めた値。粒度は資料の測定値と監督員が承認した現場配合の値との差を求めた値。
			温度測定（敷均し時）	温度計による。	トラック1台ごと ただし、同一配合の場合100t未満は午前、午後の各1回とする。	110℃以上	
装	他	そ の 他	外観検査（混合物）	目視	随時		
			すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [1] -84	舗設車線ごとの200mごとに1回		特記仕様書及び監督員の指示があった場合。

改正後

現 行

2. レディーミクストコンクリートの品質確保について
【レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）】

1 適用範囲

本要領は、レディーミクストコンクリートの単位水量測定について、測定方法および管理基準値等を規定するものである。

なお、水中コンクリート、転圧コンクリート等の特殊なコンクリートを除き、1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m³以上の施工となるコンクリート工及び（別表）に示す工種を対象とする。

2 測定機器

レディーミクストコンクリートの単位水量測定機器については、エアメータ法かこれと同程度、あるいは、それ以上の精度を有する測定機器を使用することとし、施工計画書に記載させるとともに、事前に機器諸元表、単位水量算定方法を監督員に提出するものとする。

また、使用する機器はキャリブレーションされた機器を使用することとする。

3 品質の管理

請負者は、施工現場において、打込み直前のレディーミクストコンクリートの単位水量を本要領に基づき測定しなければならない。

4 単位水量の管理記録

請負者は、測定結果をその都度記録（プリント出力機能がある測定機器を使用した場合は、プリント出力）・保管するとともに、測定状況写真を撮影・保管し、監督員等の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

また、1日のコンクリート打設量は単位水量の管理シートに記載するものとする。

5 測定頻度

単位水量の測定頻度は、（1）～（4）による。

（1）（別表）に示す工種で鉄筋構造物の場合は、コンクリート打設（コンクリート種別ごと）を午前から午後にかけて行う場合は、2回/日（午前1回、午後1回）。午前または午後のみ打設を行う場合は、1回/日とする。

（2）（別表）に示す工種で無筋構造物の場合は、1回/日とする。

（3）上記以外の場合は、1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m³以上の施工となる場合は、100m³毎に1回とする。

（4）荷卸し時に品質の変化が認められたとき。

6 管理基準値・測定結果と対応

（1）管理基準値

現場で測定した単位水量の管理基準値は次のとおりとして扱うものとする。

区 分	単位水量（kg/m ³ ）
管理値	配合設計±15kg/m ³
指示値	配合設計±20kg/m ³

注）示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20～25mmの場合は175kg/m³、40mmの場合は165kg/m³を基本とする。

（新設）

改正後

現 行

- (2) 測定結果と対応
- 1) 管理値内の場合
測定した単位水量が管理値内の場合は、そのまま打設してよい。
 - 2) 管理値を超え、指示値内の場合
測定した単位水量が管理値を超え指示値内の場合は、そのまま施工してよいが、請負者は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善の指示をしなければならない。
その後、管理値内に安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行うこととする。なお、「管理値内に安定するまで」とは、2回連続して管理値内の値を観測することをいう。
 - 3) 指示値を超える場合
測定した単位水量が指示値を超える場合は、その運搬車は打込まずに持ち帰らせるとともに、請負者は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示しなければならない。
その後、単位水量が管理値内になるまで全運搬車の測定を行う。
- なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。
再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さいほうの値で評価してよい。

(別表)

	名 称
1	鉄筋コンクリート擁壁 (H=5 m以上)
2	ボックスカルバート (内空断面積2.5 m ² 以上)
3	橋梁 (上・下部・床板)
4	トンネル
5	治山ダム (H=10 m以上)
6	その他測定が必要と認められる重要構造物

※1：プレキャスト製品を除く。

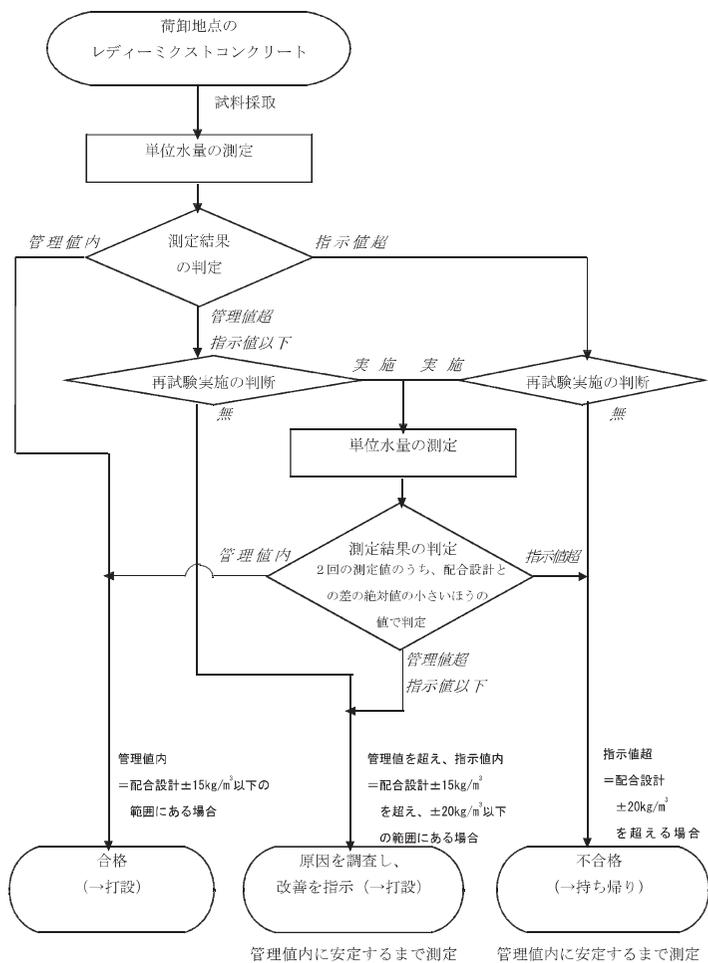
※2：1日当たりコンクリート使用量が100m³未満の場合でも、上記の1～6に該当する場合は、単位水量測定を実施するものとする。

(新設)

改正後

現行

(新設)

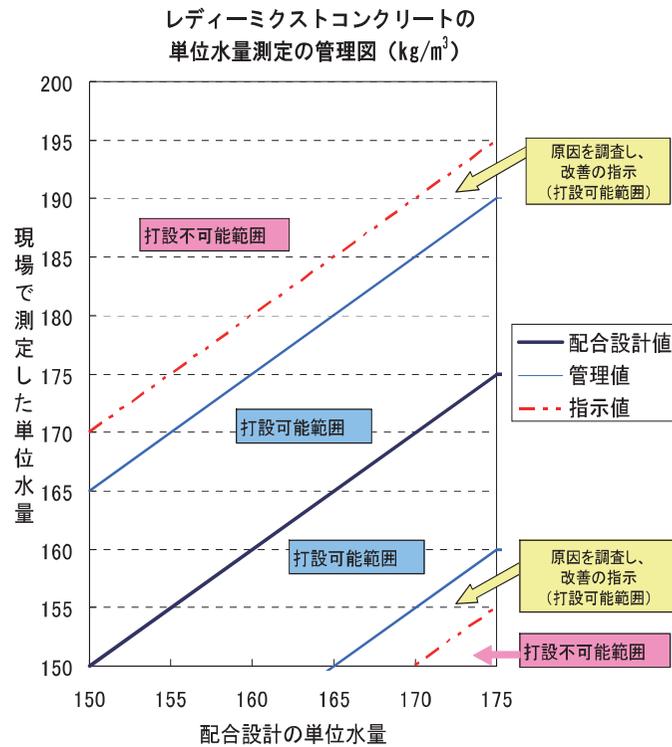


レディーミクストコンクリートの単位水量測定管理フロー図

改正後

現 行

(新設)



注) 単位水量の上限値が 175kg/m³ の場合 (粗骨材最大寸法が 20 ~ 25mm)

改正後

現行

(1) 共通工事

工種	種別	撮影項目	撮影頻度	撮影の要点及び注意事項
水路（側溝）工	集水樹	基礎工		・ 前記基礎工に準じて撮影する。
		高さ、幅 厚さ	1施工箇所毎	・ 型枠の種類、架設状況がわかるように撮影する。 ・ コンクリートの投入打設、締固め、養生の状況がわかるように撮影する。 ・ 脱枠後、高さ、幅、厚さ、延長が確認できるように測定尺を当てて撮影する。
管渠工	ヒューム管 PC管 PCボックス	基礎工		・ 前記基礎工に準じて撮影する。
		布設	1施工箇所毎	・ トラッククレーン等による管渠の据付状況を撮影する。 ・ 目地モルタルの施工状況がわかるように撮影する。
		巻立て	1施工箇所毎	・ 型枠の種類、架設状況がわかるように撮影する。 ・ コンクリートの投入打設、締固め、養生の状況がわかるように撮影する。
		高さ、幅 厚さ、延長	1施工箇所毎	・ 脱枠後、高さ、幅、厚さ、延長等の出来形が確認できるように測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。
柵工	編柵工 丸太柵工 二次製品柵	材 料	1施工箇所毎	・ 材料搬入時に、種別ごとの検収状況及び形状、寸法がわかるように測定尺を当てて撮影する。
		柵高、杭根入	1施工箇所毎	・ 柵高、杭根入、杭間隔等の出来形が確認できるように測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。
法面覆工	筋芝工 張芝（伏）工 植生ネット工 種子吹付工 客土吹付工 植生基材吹付工	施工状況	種別毎	・ 人工芝、野芝、植生ネット等の布設状況、目串、止アンカー及び人工芝の客土等、施工状況がわかるように撮影する。（200㎡につき1箇所） ・ 法面の整形（清掃）状況がわかるように撮影する。 ・ 吹付工のネット、ラス張り重ね合せ幅、止アンカーの打設本数が確認できるように測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。 ・ 吹付作業の状況がわかるように撮影する。
		材料使用量	種別毎	・ 1バッチ当りの材料使用量は、配合前の計量数値で、また種別ごとの材料総使用量は、空袋、空缶等の数量で確認できるように撮影する。
	施工範囲 厚さ	1施工箇所毎	・ 施工範囲が確認できるように局部及び全景を撮影する。 ・ 主要点を設定した検査孔により、吹付厚さが確認できるように測定尺を当てて撮影する。	
	施工状況	種別毎	・ 法面の整形（清掃）状況がわかるように撮影する。 ・ ラス張り重ね合せ幅、止アンカーの打設本数が確認できるように測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。（200㎡につき1箇所） ・ 吹付作業の状況がわかるように撮影する。	
	材料使用量	種別毎	・ 1バッチ当りの材料使用量は、配合前の計量数値で、また種別ごとの材料総使用量は、空袋等の数量で確認できるように撮影する。	
	施工範囲 厚さ	1施工箇所毎	・ 施工範囲が確認できるように局部及び全景を撮影する。 ・ 主要点を設定した検査孔により、吹付厚さが確認できるように測定尺を当てて撮影する。	

(1) 共通工事

工種	種別	撮影項目	撮影頻度	撮影の要点及び注意事項
水路（側溝）工	集水樹	基礎工		・ 前記基礎工に準じて撮影する。
		高さ、幅 厚さ	1施工箇所毎	・ 型枠の種類、架設状況がわかるように撮影する。 ・ コンクリートの投入打設、締固め、養生の状況がわかるように撮影する。 ・ 脱枠後、高さ、幅、厚さ、延長が確認できるように測定尺を当てて撮影する。
管渠工	ヒューム管 PC管 PCボックス	基礎工		・ 前記基礎工に準じて撮影する。
		布設	1施工箇所毎	・ トラッククレーン等による管渠の据付状況を撮影する。 ・ 目地モルタルの施工状況がわかるように撮影する。
		巻立て	1施工箇所毎	・ 型枠の種類、架設状況がわかるように撮影する。 ・ コンクリートの投入打設、締固め、養生の状況がわかるように撮影する。
		高さ、幅 厚さ、延長	1施工箇所毎	・ 脱枠後、高さ、幅、厚さ、延長等の出来形が確認できるように測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。
柵工	編柵工 丸太柵工 二次製品柵	材 料	1施工箇所毎	・ 材料搬入時に、種別ごとの検収状況及び形状、寸法がわかるように測定尺を当てて撮影する。
		柵高、杭根入	1施工箇所毎	・ 柵高、杭根入、杭間隔等の出来形が確認できるように測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。
法面覆工	筋芝工 張芝（伏）工 植生ネット工 種子吹付工 客土吹付工 植生基材吹付工	施工状況	種別毎	・ 人工芝、野芝、植生ネット等の布設状況、目串、止アンカー及び人工芝の客土等、施工状況がわかるように撮影する。 ・ 法面の整形（清掃）状況がわかるように撮影する。 ・ 吹付工のネット、ラス張り重ね合せ幅、止アンカーの打設本数が確認できるように測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。 ・ 吹付作業の状況がわかるように撮影する。
		材料使用量	種別毎	・ 1バッチ当りの材料使用量は、配合前の計量数値で、また種別ごとの材料総使用量は、空袋、空缶等の数量で確認できるように撮影する。
	施工範囲 厚さ	1施工箇所毎	・ 施工範囲が確認できるように局部及び全景を撮影する。 ・ 主要点を設定した検査孔により、吹付厚さが確認できるように測定尺を当てて撮影する。	
	施工状況	種別毎	・ 法面の整形（清掃）状況がわかるように撮影する。 ・ ラス張り重ね合せ幅、止アンカーの打設本数が確認できるように測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。 ・ 吹付作業の状況がわかるように撮影する。	
	材料使用量	種別毎	・ 1バッチ当りの材料使用量は、配合前の計量数値で、また種別ごとの材料総使用量は、空袋等の数量で確認できるように撮影する。	
	施工範囲 厚さ	1施工箇所毎	・ 施工範囲が確認できるように局部及び全景を撮影する。 ・ 主要点を設定した検査孔により、吹付厚さが確認できるように測定尺を当てて撮影する。	

改正後

現行

(1) 共通工事

工種	種別	撮影項目	撮影頻度	撮影の要点及び注意事項
法面覆工	法枠工 (コンクリート) (モルタル)	施工状況	種別毎	<ul style="list-style-type: none"> 法面の整形（清掃）状況がわかるように撮影する。 ラス張り重ね合せ幅、止アンカーの打設本数が確認できるように測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。 (200mmにつき1箇所) 吹付型枠の組立て、設置状況が確認できるように撮影する。 型枠内の鉄筋組立て、配筋間隔、主アンカー、補助アンカーの打設間隔及び数量が確認できるように測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。 吹付作業の状況がわかるように撮影する。
		材料使用量	種別毎	<ul style="list-style-type: none"> 1バッチ当りの材料使用量は、配合前の計量数値で、また種別ごとの材料総使用量は、空袋等の数量で確認できるように撮影する。
		施工範囲 枠の幅、高さ 厚さ 枠中心間隔	1施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> 施工範囲が確認できるように局部及び全景を撮影する。 任意に主要点を設定し、枠の幅、高さ、厚さ、中心間隔等の出来形が確認できるように測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。
	落石防止 ネット張工	施工状況	1施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> 支障木の伐開、除去、整理及び法面の清掃状況を撮影する。 岩盤アンカーの掘孔、挿入、土中アンカーの打込み状況及び中間支柱建込み状況等を撮影する。 縦、横主ロープ張り、締付け、固定、縦、横補助ロープ張り固定状況及び金網の設置、固定状況等を撮影する。
		施工範囲 縦横ロープ間隔 金網の縦横長さ 金網の重ね合せ幅	1施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> 施工範囲が確認できるように局部及び全景を撮影する。 任意の点で、縦横主及び補助ロープ間隔の出来形が確認できるように測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。 任意の点で、金網の重ね合せ幅が確認できるように測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。
	根固め工	じゃ籠工	厚さ、長さ 施工延長	1施工箇所毎
ふとん籠工		幅、高さ 長さ 施工延長	1施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> 籠組立て、中詰め栗石等の施工状況がわかるように撮影する。 完成後の、ふとん籠の幅、高さ、長さ及び施工延長の出来形が確認できるように測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。
沈床工		幅、高さ 施工延長	1施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> 沈床枠組立据付け後、部材寸法、組立寸法、据付寸法及び幅、高さ、施工延長等の出来形が確認できるように、測定尺を当てて撮影する。 中詰め栗石の形状及び投入状況がわかるように撮影する。

(1) 共通工事

工種	種別	撮影項目	撮影頻度	撮影の要点及び注意事項
法面覆工	法枠工 (コンクリート) (モルタル)	施工状況	種別毎	<ul style="list-style-type: none"> 法面の整形（清掃）状況がわかるように撮影する。 ラス張り重ね合せ幅、止アンカーの打設本数が確認できるように測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。 吹付型枠の組立て、設置状況が確認できるように撮影する。 型枠内の鉄筋組立て、配筋間隔、主アンカー、補助アンカーの打設間隔及び数量が確認できるように測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。 吹付作業の状況がわかるように撮影する。
		材料使用量	種別毎	<ul style="list-style-type: none"> 1バッチ当りの材料使用量は、配合前の計量数値で、また種別ごとの材料総使用量は、空袋等の数量で確認できるように撮影する。
		施工範囲 枠の幅、高さ 厚さ 枠中心間隔	1施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> 施工範囲が確認できるように局部及び全景を撮影する。 任意に主要点を設定し、枠の幅、高さ、厚さ、中心間隔等の出来形が確認できるように測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。
	落石防止 ネット張工	施工状況	1施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> 支障木の伐開、除去、整理及び法面の清掃状況を撮影する。 岩盤アンカーの掘孔、挿入、土中アンカーの打込み状況及び中間支柱建込み状況等を撮影する。 縦、横主ロープ張り、締付け、固定、縦、横補助ロープ張り固定状況及び金網の設置、固定状況等を撮影する。
		施工範囲 縦横ロープ間隔 金網の縦横長さ 金網の重ね合せ幅	1施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> 施工範囲が確認できるように局部及び全景を撮影する。 任意の点で、縦横主及び補助ロープ間隔の出来形が確認できるように測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。 任意の点で、金網の重ね合せ幅が確認できるように測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。
	根固め工	じゃ籠工	厚さ、長さ 施工延長	1施工箇所毎
ふとん籠工		幅、高さ 長さ 施工延長	1施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> 籠組立て、中詰め栗石等の施工状況がわかるように撮影する。 完成後の、ふとん籠の幅、高さ、長さ及び施工延長の出来形が確認できるように測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。
沈床工		幅、高さ 施工延長	1施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> 沈床枠組立据付け後、部材寸法、組立寸法、据付寸法及び幅、高さ、施工延長等の出来形が確認できるように、測定尺を当てて撮影する。 中詰め栗石の形状及び投入状況がわかるように撮影する。

改正後

現行

○ 建設業法に規定されている監理技術者・主任技術者の資格

(指定建設業に係るもの)

許可の種類	特 定 建 設 業		一般建設業
元請工事における下請け金額の合計	4,000万円以上	4,000万円未満	4,000万円以上は契約できない。
工事現場に置くべき技術者	監理技術者 (監理技術者資格証の交付を受けた者であって監理技術者講習を受講した者)	主任技術者	主任技術者
技術者の資格要件	1級国家資格者 建設大臣特別認定者	1級国家資格者 2級国家資格者 実務経験者	
技術者の専任	請負金額 3,500万円以上		

指定建設業：土木、建築、管、鋼構造物、舗装、電気、造園工事の7業種

○ 施工管理技術検定制度活用による監理技術者・主任技術者の資格

(土木管理技士等の場合)

契約予定金額 (請負代金額)	監理技術者又は主任技術者
16,000万円以上	イ. 建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の建設機械施工又は1級の土木施工管理1級の土木施工管理とするものに合格した者 ロ. 技術士法による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（農業農村工学・農業土木（平成30年度以前に合格）に限る）、森林部門（森林土木に限る）の資格を有する者
4,500万円以上 16,000万円未満	ハ. 技術検定のうち検定種目を1級若しくは2級の建設機械施工又は1級若しくは2級の土木施工管理とするものに合格した者 ニ. 上欄の口に掲げる者

○ 一般土木工事に従事する主任技術者

請 負 金 額	主 任 技 術 者
16,000万円以上	工事の専任の主任技術者は、次の（ア）又は（イ）に掲げる者でなければならない。 （ア）建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定のうち、主任技術者は検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者 （イ）技術士法（昭和32年法律第124号）による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」・「農業土木」（平成30年度以前に合格）とするものに限る）又は森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る）の資格を有する者
4,500万円以上 16,000万円未満	工事の専任の主任技術者は、次の（ウ）又は（エ）に掲げる者でなければならない。 （ウ）建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定のうち、主任技術者は検定種目を一級若しくは二級の建設機械施工又は、一級若しくは二級の土木施工管理とするものに合格した者。 （エ）技術士法（昭和32年法律第124号）による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」・「農業土木」（平成30年度以前に合格）とするものに限る）又は森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る）の資格を有する者
3,500万円以上 4,500万円未満	工事の専任の主任技術者は、上欄の（ウ）、（エ）に掲げる者及び実務経験者
3,500万円未満	工事の主任技術者は、上欄の（ウ）、（エ）に掲げる者及び実務経験者

○ 建設業法に規定されている監理技術者・主任技術者の資格

(指定建設業に係るもの)

許可の種類	特 定 建 設 業		一般建設業
元請工事における下請け金額の合計	4,000万円以上	4,000万円未満	4,000万円以上は契約できない。
工事現場に置くべき技術者	監理技術者 (監理技術者資格証の交付を受けた者であって監理技術者講習を受講した者)	主任技術者	主任技術者
技術者の資格要件	1級国家資格者 建設大臣特別認定者	1級国家資格者 2級国家資格者 実務経験者	
技術者の専任	請負金額 3,500万円以上		

指定建設業：土木、建築、管、鋼構造物、舗装、電気、造園工事の7業種

○ 施工管理技術検定制度活用による監理技術者・主任技術者の資格

(土木管理技士等の場合)

契約予定金額 (請負代金額)	監理技術者又は主任技術者
16,000万円以上	イ. 建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の建設機械施工又は1級の土木施工管理とするものに合格した者 ロ. 技術士法による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（農業土木に限る）、林業部門（森林土木に限る）とするものに合格した者
4,500万円以上 16,000万円未満	ハ. 技術検定のうち検定種目を1級若しくは2級の建設機械施工又は1級若しくは2級の土木施工管理とするものに合格した者 ニ. 上欄の口に掲げる者

○ 一般土木工事に従事する主任技術者

請 負 金 額	主 任 技 術 者
16,000万円以上	工事の専任の主任技術者は、次の（ア）又は（イ）に掲げる者でなければならない。 （ア）建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定のうち、主任技術者は検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者。 （イ）技術士法（昭和32年法律第124号）による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る）又は森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る）とするものに合格した者。
4,500万円以上 16,000万円未満	工事の専任の主任技術者は、次の（ウ）又は（エ）に掲げる者でなければならない。 （ウ）建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定のうち、主任技術者は検定種目を一級若しくは二級の建設機械施工又は、一級若しくは二級の土木施工管理とするものに合格した者。 （エ）技術士法（昭和32年法律第124号）による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る）又は森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る）とするものに合格した者。
3,500万円以上 4,500万円未満	工事の専任の主任技術者は、上欄の（ウ）、（エ）に掲げる者及び実務経験者。
3,500万円未満	工事の主任技術者は、上欄の（ウ）、（エ）に掲げる者及び実務経験者。

改正後

〔技術者選任パターン表〕

前頁のフロー図により選択したパターンは、下記のとおりである。

パターン	技術者	資格要件	現場代理人との兼務	他現場との兼務
①	主任技術者	1、2級建設機械施工・1、2級土木施工管理技術士（建設部門・農業農村工学・農業土木（平成30年度以前に合格）・森林土木） 実務経験者	可	可
②	専任の主任技術者	1、2級建設機械施工・1、2級土木施工管理技術士（建設部門・農業農村工学・農業土木（平成30年度以前に合格）・森林土木） 実務経験者	可	不可
③	専任の主任技術者	1、2級建設機械施工・1、2級土木施工管理技術士（建設部門・農業農村工学・農業土木（平成30年度以前に合格）・森林土木）	可	不可
④	専任の主任技術者	1級建設機械施工・1級土木施工管理技術士（建設部門・農業農村工学・農業土木（平成30年度以前に合格）・森林土木）	可	不可
⑤	専任の監理技術者	1級建設機械施工・1級土木施工管理技術士（建設部門・農業農村工学・農業土木（平成30年度以前に合格）・森林土木）	可	不可

現行

〔技術者選任パターン表〕

前頁のフロー図により選択したパターンは、下記のとおりである。

パターン	技術者	資格要件	現場代理人との兼務	他現場との兼務
①	主任技術者	1、2級建設機械施工・1、2級土木施工管理技術士（建設部門・農業土木・森林土木） 実務経験者	可	可
②	専任の主任技術者	1、2級建設機械施工・1、2級土木施工管理技術士（建設部門・農業土木・森林土木） 実務経験者	可	不可
③	専任の主任技術者	1、2級建設機械施工・1、2級土木施工管理技術士（建設部門・農業土木・森林土木）	可	不可
④	専任の主任技術者	1級建設機械施工・1級土木施工管理技術士（建設部門・農業土木・森林土木）	可	不可
⑤	専任の監理技術者	1級建設機械施工・1級土木施工管理技術士（建設部門・農業土木・森林土木）	可	不可

改正後

様式1

年度 _____ 事業 _____

_____ 年 _____ 月 _____ 日

現場代理人	監督員	係長	課長

施 工 計 画 書

請 負 者 _____

・ 131 ・

現 行

様式1

年度 _____ 事業 _____

_____ 年 _____ 月 _____ 日

現場代理人	監督員	係長	課長

施 工 計 画 書

請 負 者 _____
 _____ (印)

・ 127 ・

改正後

様式 5

現場代理人		監督員		係長		課長	
-------	--	-----	--	----	--	----	--

____年度 _____事業

____年 ____月 ____日

工 事 ア ル バ ム

工 種	記 事

注 本様式は、アルバムの表紙あるいは内紙に設けるものとする。

請 負 者 _____

現 行

様式 5

現場代理人		監督員		係長		課長	
-------	--	-----	--	----	--	----	--

____平成____年度 _____事業

____平成____年 ____月 ____日

工 事 ア ル バ ム

工 種	記 事

注 本様式は、アルバムの表紙あるいは内紙に設けるものとする。

請 負 者 _____

_____ 

改正後

現 行

様式7

現場代理人		監督員		係長		課長	
-------	--	-----	--	----	--	----	--

様式7

現場代理人		監督員		係長		課長	
-------	--	-----	--	----	--	----	--

____年度 _____事業

____年度 _____事業

____年 ____月 ____日

____年 ____月 ____日

工事しゅん工検査資料一覧表

工事しゅん工検査資料一覧表

1. 材料検収簿
2. 品質管理表
3. 出来形管理表
4. . . .

1. 材料検収簿
2. 品質管理表
3. 出来形管理表
4. . . .

請負者 _____

請負者 _____

Ⓢ